

特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書

事業年度	:	:	法人名
------	---	---	-----

別表三(一)  
令三・四・一以後終了事業年度分

留保金額に対する税額の計算			
課税留保金額		税額	
年 3,000 万円相当額以下の金額 ( (21) 又は (3,000万円 × $\frac{\quad}{12}$ ) のいずれか少ない金額)	1	000	(1) の 10 % 相当額 5
年 3,000 万円相当額を超え年 1 億円相当額以下の金額 ( ( (21) - (1) ) 又は ( 1 億円 × $\frac{\quad}{12}$ - (1) ) のいずれか少ない金額)	2	000	(2) の 15
年 1 億円相当額を超える金額 (21) - (1) - (2)	3	000	(3) の 20 % 相当額 7
計 (21) (1) + (2) + (3)	4	000	計 (5) + (6) + (7) 8
課税留保金額の計算			
留保所得金額 (別表四「48の②」)	9	円	住民税 中小企業者等以外の法人 ( (別表一「2」+「5」+「7」+「10の外書」-「12」 -「18」)-別表六(十二)「17」-別表六(十四)「22」-別表六(十五)「24」-別表六(十八)「19」-別表六(十九)「20」 )
当 期 前期末配当等の額(連結法人間配当等の額を除く。) (前期の(11))	10		22
期 当期末配当等の額(連結法人間配当等の額を除く。)	11		の 基 礎 と な る 中 小 企 業 者 等 ( (別表一「2」+「5」+「7」+「10の外書」-「12」 -「18」)-別表六(九)「21」-別表六(十二)「11」 -別表六(十三)「17」-別表六(十四)「22」-別表六(十五)「24」-別表六(十八)「19」-別表六(十九)「20」 )
留 多 い の か 保 額 の 計 算	法人税額及び地方法人税額の合計額 ( (別表一「4」+「5」+「7」+「10の外書」-「12」-「19」)-別表六(五の①)「5の③」 ) と 0 のいずれか多いの		【No.12】10欄の金額は、前事業年度の11欄の金額と一致していますか。
保 額 の 計 算	住民税額 (28)	13	税額 35)-別表六(三十三)「28」-別表六(三十四)「13」)
金 額 の 計 算	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 (別表十七(三の六)「1」)	14	住 民 税 額 ( (22) 又は (23) ) × 10.4 %
の 計 算	法人税額等の合計額 (12) + (13) - (14) (マイナスの場合は0)	15	特 定 寄 附 金 を 支 出 し た 場 合 に は 特 定 寄 附 金 の 額 の 合 計 額 に 係 る 控 除 額 ( 特定寄附金の額の合計額 ) × 40 %
連 結 法 人 間 配 当 等 の 当 期 支 払 額	16		調 整 地 方 税 額 に 係 る 控 除 額 $\left[ \begin{array}{l} (24) + (別表一「12」+「18」) \\ \times 10.4\% \end{array} \right] \times 20\%$
連 結 法 人 間 配 当 等 の 当 期 受 取 額	17		住 民 税 額 か ら 控 除 さ れ る 金 額 ( (25) 又は (26) のいずれか少ない金額)
他 の 法 人 の 株 式 又 は 出 資 の 基 準 時 の 直 前 に お け る 帳 簿 価 額 か ら 減 算 さ れ る 金 額 (別表三(一)付表「18」)	18		住 民 税 額 (24) - (27)
当 期 留 保 金 額 (9) + (10) - (11) - (15) + (16) - (17) - (18)	19		
留 保 控 除 額 (別表三(一)付表「32」)	20		
課 税 留 保 金 額 (19) - (20)	21	000	

【No.13】11欄の金額は、当事業年度中に基準日があり、当事業年度終了の日の翌日から決算確定の日までに決議があった配当等の額を記載していますか。